自転車は歩行者信号を青で渡ったらダメ

自転車が加害者となる事故が相次いでおり、警視庁は１０月末から「車道の右側通行」や「徐行せずに歩道通行」などの４つの違反で、悪質な場合に「赤切符」を交付し、取り締まりを強化している。自転車のルールの認知不足もみられ、警視庁は「目的は事故防止」とし、利用者に安全運転を求めている。

■自転車は車道の信号　「運転手さん、いま信号、赤でしたよね？」　東京都内の大通りにかかるスクランブル交差点。昨年１０月、会社員の女性は、自転車で交差点を渡ったところで警察官に呼び止められた。女性は青信号で渡ったのに、なぜ止められたのか理解できなかった。　警察官は「青だったのは歩行者用の信号です。車道の信号は赤でしたよ。守らなきゃいけないのは、車道の信号です」と説明。自転車は道交法上、「軽車両」に分類されるため、原則、車道を走り、車道の信号に従わなくてはならない。さらに、歩道を渡っていた男性が自転車を避けるような動きをしたため、「歩行者妨害」とも指摘され、女性は赤切符を切られた。

■取り締まり強化　警視庁によると、令和３年に自転車利用者に赤切符を交付したのは４３１５件。事故寸前など、特に危険な運転をした利用者に交付してきたが、今年１０月３１日からは、信号無視▽一時不停止▽車道の右側通行▽徐行せず歩道通行－の４つの違反で、事故の危険はなくても悪質な場合は赤切符を交付する措置を始めた。　警視庁が取り締まりを強化する背景には、自転車が加害者となる事故が後を絶たないためだ。警察庁のまとめによると、３年には、自転車側の過失がより重い死亡事故は、全国で１７２件発生した。　３年１２月には、足立区で男子高校生の自転車が歩

行者の男性＝当時（７５）＝と衝突。男性ははずみで車道に転倒し、トラックにはねられて死亡した。高校生は無灯火でイヤホンを付けていたとみられる。

■ルール周知に課題 運転免許のない自転車の正しい乗り方の理解は進んでいない。警察庁によると、安全利用には５つの基本ルールがある。①自転車は車道が原則で、歩道は例外②車道は左側を通行③歩道（を通る場合）は歩行者優先で車道寄りを徐行④交通ルールを守る⑤子供はヘルメットを着用。 警視庁によると、３年の自転車死亡事故の約８割が頭部に致命傷を受けており、大人のヘルメット着用も有効だとされる。

今治の歩車分離式信号には歩行者自転車専用信号があります。

大切なのは自分の命は自分で守り、他の自転車歩行者に危害を加えないということ。